

報告第 2 3 号

債権放棄の報告について

ふじみ野市債権管理条例（平成 3 0 年ふじみ野市条例第 2 号）第 1 5 条の規定により、次のとおり債権を放棄したので、同条例第 1 6 条の規定により報告する。

放棄した債権の名称	放棄した債権の件数及び額		放棄した事由	所管課
福祉資金貸付金	1 件	5 6 , 0 0 0 円	条例第 1 5 条第 5 号	地域福祉課
特定目的借上公共賃貸住宅家賃	1 件	1 9 5 , 1 0 0 円	条例第 1 5 条第 3 号	建築課
特定目的借上公共賃貸住宅共益費	1 件	7 4 , 7 0 0 円	条例第 1 5 条第 3 号	建築課
特定目的借上公共賃貸住宅修繕費	1 件	4 2 , 3 6 9 円	条例第 1 5 条第 3 号	建築課
水道料金	4 6 4 件	9 6 3 , 1 2 6 円	条例第 1 5 条第 5 号	上下水道課
学校給食費	2 件	2 0 0 , 2 0 0 円	条例第 1 5 条第 5 号	学校給食課

令和 7 年 9 月 1 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博